

主 文

原判決を破棄する。
被告人を無期懲役に処する。
原審における未決勾留日数中一〇〇日を右刑に算入する。
押収に係る皮バンド一本（当庁昭和四一年押六〇五号の一）を没収す

る。

理 由

本件控訴の趣意は検事小嶋信勝作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人金谷康夫作成の答弁書記載のとおりであるからこれらを引用する。

検察官の所論第一点事実誤認の主張について
所論は被告人はAを強姦しようとして同女の背後よりその頸部を絞め同女が失神状態に陥つたのを見て、このまま放置すれば蘇生するかも知れない、そうしなければ同女を無理に犯そうとしたことがばれてしまうので、同女を完全に殺してしまわなければならないと決意するとともに、同女を殺してしまえば遠い所へ逃げなければならぬ、逃げるとすると金があるが四〇〇円位しか持つていないから、同女を殺したうえ、その所持金を取つて逃げようと考えて失神状態にあつた同女を絞め殺しその場にある同女のハンドバッグ内より現金約一九、八〇〇円を抜き取り強取したものであるから、強盗殺人罪が成立するし、又被告人は右殺害行為当時依然さきの強姦の意思を持続しており右の如く同女を殺害し金銭強取の目的を遂げた直後、引続き同女を姦淫して当初の強姦の目的を達したものであるから右姦淫当時同女は既に死亡していたが強盗強姦罪も成立するか、原判決が右殺害行為を単に右強姦の犯行の発覚を防ぐためのものであり、金品強奪の手段とするの意図はなかつたものと認めて強盗殺人の犯行を認めず、また右強姦についても強盗強姦行為と認めず単に殺人と強姦致死とを認め両者が一個の行為で数個の罪名に触れる場合であり、かつこれと殺害後の金品の窃盗とが併合罪の関係にあると認めたのは事実を誤認したものであるというのである。

所論にかんがみ記録並に当審における証拠調の結果に徴するに、被告人が被告人居住のaアパートb階c号室の斜上階にあたるd階e号室の独身女教諭である右Aに
関心を抱きできれば同人と情交関係を持ちたいと考へ同女とは未だ面識のない間柄であるからこれに近づき手段として同女が中学校の教師であるところより、被告人の弟である中学生のBに不良化の兆しがあることよりその相談に託して同人に近づき、同女と語り合ううち、同女も打ち解けてその私事を語り出すに至つた。ここにおいて被告人は情欲を燃やし、無理強いでも同女と情交を遂げようと思ひ、午後一〇時四〇分頃同女が立上つて奥六帖の間に入ろうとしたとき、いきなり同女の背後より両手で抱きついたところ、被告人の予期に反して同女が悲鳴をあげたため、被告人は隣近所に事が知れるのを恐れて、同女が声を立てないように、右手で同女の口を押えたが、それでも同女の声が漏れるので、これを止めるべく、被告人の左腕を同女の頸部にまわし、その左手の端を右腕に掛けるなどして同女の頸部を絞めつけた。これがため同女は声を出さなくなり失神して前かがみに倒れて痙攣を始めたことなどの点については原判示認定のとおりこれをそのまま認めることができる。而してその後の経過については原判決は右の如く同女を失神せしめるといふ意外の結果発生に驚いた被告人は同女が蘇生することになれば被告人の右犯行は露見すべく、もう駄目だと思ひ、そのまま同女に止どめを刺して同女の死を確実にしようと思ひ、被告人着用ズのボン皮バンドを外して同女の頸部に巻きつけてこれを絞めつけ、その場で同女を窒息死させて殺害の目的を遂げた。そして午後一時一〇分頃同室から立去るに先立つて逃亡の費用に充てるため同室内にあつた同女の手提鞆、皮製ハンドバッグ内より同女所有の現金約一九、八四〇円を盗取するとともに既に死亡している同女を姦淫した（但しこの姦淫の点は所謂死姦であるから罪とならず）と認めたが、しかしこの点については検察官は前記の如く右認定を争ひ、被告人が同女を殺害したのは原判決認定の如く被告人が強姦行為に及ぼうとしたことの発覚を防ぐ手段に過ぎなかつたものに止るものではなく、同時に被告人は殺害後の逃走費用を入手する意図をもつて同女を殺害して金銭を強奪したものであるから強盗殺人であり、また姦淫の点も強盗犯人が強姦したものであるから強盗強姦の認定をすべきであると主張するものである。

よつて案ずるに、原判決の証拠として挙げる被告人の司法警察員に対する昭和四一年三月一六日付供述調書一二乃至一四項によると、被告人とAとが前記の如く対

被告人の右強姦に着手した犯行は露見するからこれを防止するために同女を殺害しよう、殺害すれば逃げなければならないが、それには金が要るが、被告人は所持金として僅かに四〇〇円位しか持つていなかったため、同女の金銭を強奪して逃げようと考え同女を完全に殺害することを決意した上、被告人着用のズボンの皮バンド（当庁昭和四一年押六〇五号の一）を外して同女の頸部に巻きつけてこれを締めつけ、その場で同女を右絞頸により窒息死させて殺害した上、計画通り同室内にあつた同女の手提鞆ハンドバックの内より同女所有の現金約一九、八四〇円を抜き取り強取し更に、その直後の午後一時一〇分頃同室から立去るに先立つて、自己のバンドが同女の頸部に巻きつけたままであることを気づきこれを取戻すべく同女に接近したさい、その姿態を見て当初の強姦の犯意を実現すべく同女のスカート、パンツ等を脱がしてその上に乗りかかつて姦淫して強姦の目的を遂げたものである。

（証拠の標目）

- 一、 被告人の原審第一、四回公判期日における各供述調書
- 一、 被告人の検察官に対する供述調書三通
- 一、 被告人の司法警察員に対する供述調書七通
- 一、 証人E、同Iの原審公判廷における各供述調書
- 一、 J（二通）、K（二通）、Lの司法警察職員に対する各供述調書
- 一、 M、Nの司法警察職員に対する各供述調書
- 一、 司法警察員作成の実況見分調書
- 一、 警察事務吏員O作成の現場指掌紋確認報告書
- 一、 医師P作成の死体検案書及び鑑定書
- 一、 警察技術吏員Q作成の鑑定書
- 一、 大阪市東住吉区長作成のAの住民票除抄本
- 一、 押収に係る皮バンド一本（当庁昭和四一年押六〇五号の一）水色手提袋一個（同号の二）、皮製ハンドバッグ一個（同号の三）、大封筒一枚、（同号の四）、ビニール製サック付預金通帳一通（同号の五）、ケースなし預金通帳一通（同号の六）

（法令の適用）

被告人の判示所為中強盗殺人の点は刑法二四〇条後段に、強盗強姦の点は同法二四一条前段に当るが右は同法五四一条一項前段に当るから同法一〇条により重き前者の刑に従うべく、情状につき案ずるに、被告人が面識のない独身の女教師と情交関係を望む不逞の考えを抱いて辞を構えてこれを訪ね対談のうちに相手方を強姦しようとしてこれに抱きつきその反抗に会うやその頸部を絞頸して心神喪失に陥らしめた後これが犯跡を隠蔽すると共に逃走のための金銭を強奪することを企てて、これを殺害した上金品を強奪した後更に当初の強姦の犯意を実現しようとしてこれを姦淫したものであつてその犯行は極めて残虐にして又反道徳のものであること、原審並に当審における証拠調の結果により明らかなように、被告人に対する被害者の遺族の激しい憤り、本件の社会人心に及ぼした影響その他記録に現われた諸般の事情を考えると被告人の責任はまことに重大であるから所定刑中無期懲役刑を選び刑法二一条を適用して原審における未決勾留日数中一〇〇日を右本刑に算入し、押収に係る皮バンド一本（当庁昭和四一年押六〇五号の一）は判示殺人の用に供した物で被告人以外の者に属さないから同法一九一条一項二号、二項を適用してこれを被告人より没収し、原審並に当審における訴訟費用は刑事訴訟法一八一条但書により被告人に負担させないこととして主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 畠山成伸 裁判官 柳田俊雄 裁判官 尾鼻輝次）